

## 令和5～7年度運営指導における主な指導・注意事項（地域密着型サービス）

項目	問題点	指導内容
人員基準 共通	必要な人員が配置されていない。	○ 次のページ「人員基準における注意事項」を参照してください。
<b>※適切に人員配置されているか、あらためて確認をお願いします。</b>		
利用料等 の受領	保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用がある。	○ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の記載があります。国が示す通知に基づき適切に取り扱ってください。
入退居の 記録	被保険者証に入居年月日等が記載されていない。	○ 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載してください。
協力医療 機関	「協力医療機関に関する届出書」が提出されていない。	○ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を「協力医療機関に関する届出書」により市に届け出てください。
地域との 連携	運営推進会議が開催されていない。	○ 運営推進会議は6か月（サービスにより2か月）に1回以上開催して、活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望や助言等を聴く機会を設けてください。

※各事業所のサービスにより、指導内容が当てはまらないもの等ありますので、事業所において該当するものを参考としてください。

## 人員基準における注意事項

(地域密着型通所介護における介護職員)

・介護職員については、単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出されます。

・確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式

①利用者数15人まで

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数

②利用者数16人以上

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝((利用者数－15)÷5＋1)×平均提供時間数

※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

(例)利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、②の式より8時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となります。

(認知症対応型共同生活介護における介護従業者)

・「夜間及び深夜の時間帯」は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定します。

→貴事業所の「夜間及び深夜の時間帯」を記入してください

午後	時	～	翌日の午前	時
----	---	---	-------	---

・介護従業者の員数は、共同生活住居ごとに、

①「夜間及び深夜の時間帯」以外の時間帯に、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

②「夜間及び深夜の時間帯」を通じて一以上

(例)利用者：8人

常勤の勤務時間：1日8時間

夜間及び深夜の時間帯：午後9時から午前6時まで

この例の場合、午前6時から午後9時までの15時間の間に、8時間×3人＝延べ24時間のサービスが提供され、かつ、当該時間帯においては、常に介護従業者が1人以上確保されることが必要となります。

また、午後9時から午前6時までは、夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者が1人以上確保されていることが必要となります。